

●香川県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和2年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和2年1月31日	コトブキ調剤薬局 善通寺市善通寺町4丁目7番25号	株式会社阪神調剤薬局 東京都港区虎ノ門1丁目1番12号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
令和2年3月31日	善通寺市社会福祉協議会指定認知症対応型通所介護事業所ふれあい「上郷の家」 善通寺市善通寺町2946番地4	社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会 善通寺市文京町2丁目1番4号	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護